

新型コロナウイルス対策

(サントメ・プリンシペ：公共の大惨事状態宣言の延長：8月15日まで)

- 7月30日、サントメ・プリンシペ政府は、8月15日まで大惨事状態 (Situacao de Calamidade) 宣言を延長すると記者会見で発表しました。
- これに伴い、衛生措置の順守継続が求められます。

概要は以下のとおりです。

7月29日、第75回通常閣議において、大惨事状態宣言の15日間延長が決定されました。この政令は8月1日午前0時から発効し、既に発表されている衛生措置が継続されます。

同衛生措置（宣言の期間中、継続される措置）の内容は以下のとおりです。

- 1 市民に対し、自宅待機を義務づける。(出勤や緊急時を除き、外出を避ける。)
- 2 市民に対し、群衆を避けることを義務づける。
- 3 病人に対し、監視下での隔離を義務づける。
- 4 公道、公共の閉鎖空間及び自家用車・公共の乗物内（運転手のみ乗車の場合を除く）でのマスク着用を義務づける。
- 5 タクシー、バス、その他公共交通機関の乗車定員を、法定の3分の2とする。
- 6 全ての公共の場におけるソーシャルディスタンスの確保（最低1.5メートル）を義務づける。床又はベンチに、カラーテープ又はペンキで距離の目印を付けることを義務づける。
- 7 保健当局のガイドライン順守を義務づける。
- 8 公共・プライベートの場における頻繁な清掃及び消毒。
- 9 全ての公共・民間施設の入口において、石けんによる手洗い又は消毒することを義務づける。
- 10 20名以上での葬儀を推奨しない。(新型コロナウイルス犠牲者の葬儀では、所定の要領を順守する。)
- 11 バー及びクラブを閉鎖する。
- 12 あらゆるパーティ及び音楽祭の開催を禁止する。

参考：6月14日領事メール「新型コロナウイルス対策（サントメ・プリンシペ：制限措置の段階的緩和）」

<https://www.ga.emb-japan.go.jp/files/100064629.pdf>

【参考リンク】

○サントメ・プリンシペ政府／保健省公式フェイスブック

<https://www.facebook.com/governostp/>

<https://www.facebook.com/MSaudeSTeP/>

○外務省海外安全ホームページ（国別感染者数、各国・地域における入国・行動制限措置等）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○在ガボン日本国大使館フェイスブック

<https://www.facebook.com/JapanEmbGabon/>

【本件問い合わせ先】

在ガボン日本国大使館 領事班（サントメ・プリンシペ兼轄）

所在地：Boulevard du Bord de Mer, B.P. 2259, Libreville, Gabon

電話番号：(+241)011-73-22-97 / 011-73-02-35

閉館時緊急連絡先：(+241)077-38-73-38

Email: amb.japon@lv.mofa.go.jp